

藤岡市農業委員会

令和7年第7回

定例会議事録

令和7年7月4日招集

令和7年藤岡市農業委員会第7回定例会議事録

令和7年7月4日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和7年藤岡市農業委員会第7回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 32号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 35号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

報告第 13号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 14号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

[出席農地利用最適化推進委員] (5名)

3番 根岸 秀利	5番 渡邊 義晴	8番 宮下 佐登志	9番 横山 万寿雄
14番 堀越 昭彦			

[事務局]

事務局 長	横田 道明
次長補佐兼係長	春山 崇
係長代理	笠原 諒亮

事務局 次長	真下 和弘
係長代理	宮原 優雅子

(開会13時28分)

事務局次長 定刻前ではございますけれども皆さまお揃いでございますので、ただ今から令和7年第7回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、隣の東庁舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和7年第7回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数14名中、出席委員14名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。1番 飯塚委員、2番 武藤委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。はじめに、保留案件より審議いたします。令和7年第6回定例会において保留になりました、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請、整理番号1番から3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長 ご説明いたします。令和7年第6回定例会議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番からご説明いたします。本案件につきましては先月の定例会におきまして、市の他部署と連携した指導が行われている農地があり、詳しい内容の把握が必要と考えられることから、保留とした案件です。令和7年6月17日午前10時より農業委員会会長、職務代理、1班2班班長、事務局による保留調査会を開催し、当該案件の代理人から説明を求めました。当該地は農地のつながりや近隣の状況から許可相当と考えられますが、農地の現所有者の親族が違反転用したと疑われる農地があり、農地所有者が是正しようとしているものでありますが、現在は手がついていない状況です。農地の所有者及び農地の利用予定者ともに農地法違反が疑われる農地があることから、解消されたことが確認できましたら、許可とすることと意見決定しました。また、代理人によりますと、できる限り早急に撤去をしたいとの土地所有者の意向であるとのことですが、過去の経緯からみますと、すぐに着手とはならない可能性が高いため、本日より5年以内の違反物件解消を条件として付し、当該年限を超えた場合は不許可としたいと考えております。整理番号2番と3番は関連がございますので一緒に説明させていただきます。整理番号3番につきましては先月の定例会におきまして、農地所有適格法人が令和元年に農地法第3条の許可を得て取得した農地であり、申請に至った経緯等詳しい内容の把握が必要と考えられることから、保留とした案件です。令和7年6月17日午前11時より農業委員会会長、職務代理、1班2班班長、事務局による保留調査会を開催し、当該案件の代理人及び農地所有適格法人の代表者と面会し説明を求めました。当該地は農地のつながりや近隣の状況から許可相当と考えられますが、農地法第3条で取得した農地であることから、近年の耕作状況や今後の見通しを聴取いたしました。当該地は面積が小さく、接道に難があり農地への車両の進入が困難であること、北側の篠林からの篠の侵入が激しく、耕作が困難であり、管理しかできていなかったとのことでした。農地の取得から時間もたっておりその間、問題はなかったことから許可相当と意見決定しました。整理番号2番は整理番号3番の関係施設であることから保留となっておりますが、農地のつながりや近隣の状況から許可相当と考えられます。以上で説明を終わります。

議長 事務局より説明がありましたが、令和7年第6回定例会議案第29号整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。令和7年第6回定例会議案第29号整理番号1番については、その履行を、会長、職務代理、各班班長で確認することを条件に、条件付き許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、令和7年第6回定例会議案第29号整理番号1番については、確認後許可することに決定します。続きまして、令和7年第6回定例会議案第29号整理番号2番と3番については、関連がございますので一括して審議します。何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、一括して採決します。令和7年第6回定例会議案第29号整理番号2番と3番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、令和7年第6回定例会議案第29号整理番号2番と3番について許可することに決定します。続きまして議案第32号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

事務局次長

はい、ご説明いたします。議案第32号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので決定を求めるものです。整理番号1番です。土地の表示は、当初計画・変更計画ともに岡之郷字本屋敷 田 425 m²です。申請人は、市外のTさんです。当初許可は、令和6年12月16日付 藤農委指令 第〇〇号です。計画の変更理由について、給排水管が一体利用する隣地の宅地下を通っており、計画の変更が余儀なくされたことにより土地利用計画を変更し、宅地の一部を開発道路とする計画に変更するものです。施設概要について、集合住宅用地となります。付近の状況は東：宅地、南：道路、西：畑、北：雑種地です。誓約書が添付されております。農地区分は、第二種農地と判断されます。続きまして、整理番号2番です。こちらの計画変更申請は議案第34号農地法第5条許可申請の整理番号3番の関連案件です。土地の表示は、当初計画・変更計画ともに中栗須字郷戸 畑 272 m²です。当初計画者が、中栗須のSさん、承継者は、市外のYさんです。当初許可は、令和6年2月15日付藤農委指令第〇〇号です。契約内容は、当初計画、変更計画ともに使用貸借です。計画の変更理由について、当初計画者が、専用住宅を建築する予定だったが計画がとん挫し、建築しなかった。息子が家を建てたいとのことなので計画を変

更したい。承継者は、市外のアパートに住んでいるが将来のことを考え実家近くに家を持ちたいとのことで、祖母の土地を借り受けて家を建てたく本申請に及んだ。施設概要について、当初計画、変更計画ともに専用住宅用地（分家住宅）です。付近の状況は東：畑、南：畑、西：道路、北：畑です。誓約書が添付されております。農地区分は、第二種農地と判断されます。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第 32 号整理番号 1 番と 2 番について、事務局の説明が終わりましたが、整理番号 1 番について何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 32 号整理番号 1 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 1 番については、許可と決定します。次に整理番号 2 番について何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長 特に意見もないようですので、採決いたします。議案第 32 号整理番号 2 番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、議案第 32 号整理番号 2 番については、議案第 34 号整理番号 3 番の案件と関連がありますので、許可相当と決定します。続きまして、議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

（休憩13時42分）

（再開14時01分）

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。整理番号 1 番は三ツ木の K さんが、農業経営の規模拡大を図るため、三ツ木の農地 2 筆、面積 225 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 12 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 33 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 33 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。。

2 班班長 報告いたします。議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 2 番の 1 件です。整理番号 2 番は本郷の K さんが、新たに農業経営を開始するため、本郷の農地 1 筆、面積 945 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 12 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 33 号整理番号 2 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 33 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 33 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は上戸塚の H さんが、上戸塚の農地を売買にて取得し、一般住宅用地（敷地増）として転用するもので、農地 1 筆、面積 31 m²、農地区分は第二種農地として判断されます。申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は市外の S さんが、上戸塚の農地を売買にて取得し、専用住宅用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地 2 筆、面積 456 m²、農地区分は第一種農地ですが不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 34 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番から 5 番の 3 件です。整理番号 3 番は、市外の Y さんが、中栗須の農地を使用貸借にて借り受け、専用住宅用地（分家住宅）として転用するもので、農地 1 筆、面積 272 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 736 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、

許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市外の法人が、上落合の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積 1,178 m²、農地区分は第二種農地と判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 34 号整理番号 3 番から 5 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 3 番は、議案第 32 号整理番号 2 番と併せ、許可と決定します。次に整理番号 4 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 34 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 34 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。議案第 35 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するために計画を作成したものです。6 ページから 7 ページの計画につきましては、地域計画に掲載予定である農地の貸借に係わる計画と地域計画の区域外のものに係わる計画であり、農業委員会には計画を要請することの承認を求めているもので、今回の対象地は 34 件です。8 ページの計画につきましては、過去に中間管理機構を通して貸し借りが結ばれ、その後が借り手が解約し中間管理機構の管理になっていた農地について、新しい借り手が見つかったため貸借をむすぶもので、対象地は 1 件です。以上で、議案第 35 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長

ただ今、議案第 35 号について、事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員は審議終了まで退席をお願いします。

＜関係委員退席＞

職務代理

ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてのうち、農用地利用集積計画総括表（中間管理権等の設定）について何か意見がありましたら、お願いします。

（意見なし）

職務代理

特に意見もないようですので、採決します。議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてのうち、農用地利用集積計画総括表（中間管理権等の設定）について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

職務代理

挙手全員でありますので、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてのうち、農用地利用集積計画総括表（中間管理権等の設定）について、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてのうち、農用地利用集積等促進計画総括表（移転）についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に係る委員ですので審議終了まで退席いたします。

<関係委員着席>

<関係委員退席>

議長

続きまして、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてのうち、農用地利用集積等促進計画総括表（移転）について何か意見がありましたら、お願いします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてのうち、農用地利用集積等促進計画総括表（移転）について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長

挙手全員でありますので、議案第 35 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認についてのうち、農用地利用集積等促進計画総括表（移転）について、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長

続いて、報告第 13 号・14 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局

はい、ご説明いたします。議案書 9 ページをご覧ください。報告第 13 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 2 件、5 条が 4 件ございます。詳細については 10 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 14 号ですが、議案書 11 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、5 条の許可証明が 2 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、報告第 13 号・14 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（意見なし）

議長

特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和7年第7回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 18 分)